

イギリスの宗教団体法制

——チャリティ法を中心として——

- 一 はじめに
- 二 イギリスの宗教関係法制の概観
- 三 宗教チャリティの法的形態
 - (1) 法人形態の宗教チャリティ
 - a 社団法人形態の宗教チャリティ
 - b 会社形態の宗教チャリティ
 - (2) 非法人形態の宗教チャリティ
 - a 信託形態の宗教チャリティ
 - b 非法人社団形態の宗教チャリティ
- 四 宗教団体とチャリティ関係法
 - (1) 序説
 - (2) イギリスにおける新宗教運動と近時のチャリティ法の改正
- 五 おわりに

富澤輝男
(国際武道大学)

一 はじめに

この研究報告の内容は、イギリス・イングランドおよびウェールズの宗教団体法制のうち、チャリティ法ならびにチャリティ関係法を中心としたものになっている。教会法および税制には、原則的に、言及していない。なお、チャリティ委員会における2回にわたる聞き取り調査の結果の一部も取り入れている。

二 イギリスの宗教関係法制の概観

イギリスにおける宗教関係法制の主要なものについて、概観すると以下のような⁽¹⁾になる。

A 国家法—イングランドおよびウェールズ—

(1) 不文法

宗教（信教の自由および政教分離にかかわるものを含む）、宗教チャリティ（宗教信託を含む）および法的にチャリティと認定されていない宗教団体におけるボランティアなどの活動にかかわる判例法、慣習法ならびに事実たる慣習

(2) 成文法

ア 宗教チャリティ関係法（議会制定法）

I 宗教チャリティにかかわる制定法

a チャリティ法

Charities Acts,

b 会社法 (保証有限会社形態のチャリティに関する規定がある)

Companies Act 1980,

c チャリティの税制上の優遇措置にかかわる税法

d チャリティにかかわるその他の制定法

House to House Collections Act 1939 など。

II 宗教チャリティにかかわる命令・規則 (Statutory Instruments)

例、Charities (Baptist, Congregational and Unitarian Churches and Presbyterian Church of England) Regulations 1961 (SI No 1282), Charities (Accounts and Reports) Regulations 1995 (SI No 2724)

および

Exempt Charities Order 1962 (SI No 1343) など。

イ 宗教および宗教団体にかかわる議会制定法

信教の自由令 Toleration Act 1688,

礼拝所登録法 Place of Worship Registration Act 1855 など。

B 教会法—イングランド—

- (1) イングランド教会制定法 (Measures of the Church of England) —イングランド教会の総会議 (General Synod) が立法した制定法—
- (2) イングランド教会の教会法 (Canons of the Church of England)

(一) Doe, N., *The Legal Framework of the Church of England*, 1996, pp. 4-54.

石村耕治「欧米の宗教団体法制と政教分離」法律のひろば1994, 4 36-39頁。

三 宗教チャリテイの法的形態

ここでは、宗教チャリテイの法的形態について、法人形態と非法人形態に大別して考察していくことにする。⁽¹⁾

(1) 法人形態の宗教チャリテイ

A 社団法人形態の宗教チャリテイ

宗教チャリテイが社団法人 (corporation) という形態をとっているケースもみられる。イギリスでは、古くから、少数ながら、大規模かつ重要なチャリテイは、この法的形態をとっていた。この形態のチャリテイは法人格を有しているわけであるが、簡単には社団法人の形態をとることはできない。公益社団法人の設立は、勅許状または特別立法などによる場合に限定されている。

この形態をとる宗教チャリテイの例としては、国教会の自治機関たる英国教会委員会 (the Church Commissioners) がある。そのほか、宗教目的以外のチャリテイの例としては、大学、大学付属のカレッジ、パブリックスクール、救護院、大英博物館および王立協会などがある。

公益社団法人は、チャリテイ委員会への登録を要するが、英国教会委員会とその関連機関は、チャリテイ法付則第2条において列挙されており、チャリテイ法第3条第5項 a号により、チャリテイ委員会への登録を免除されている。これを免除チャリテイ (exempt charities) という。ある意味での特権を有しているわけである。それだけ

に、免除チャリティたる宗教団体は、より一層の自律性の發揮を求められることになる。

B 会社形態の宗教チャリティ

保証有限会社 (company limited by guarantee) は、一八六二年の会社法によって認められた制度である。保証有限会社とは、社員の責任が、基本定款により、会社精算の場合に、会社の財産として提供することを引き受けた保証額までに制限される会社であつて、登記会社の一形態である。一九八〇年の会社法以後は株式資本を有する公開会社たる保証有限会社の新設が禁止されている (Companies Act 1980, s. 1(1)(2); Companies Act 1985, s. 1(3) (4))。したがつて、現行の保証有限会社は、非営利事業に適し、会費、寄付等によりその資金を得ることになつてゐる。二名以上の構成員がいれば、一九四八―七六年の会社法にもとづいて、会社の定款などの法廷文書を登記所に提出し、登記料を支払うことで、保証有限会社を設立できる。ただ、その設立手続および費用は、信託や非法人社団に比べて負担が大きい。また、監査済みの詳細な年次会計報告書の登記所への提出義務なども課せられている。

この形態の利点の第一は、法人格を有していることである。その会社は、管理委員会や社員とは別個の法主体たる地位を有している。それゆゑ、保証有限会社は、信託や非法人社団のように受託者の名義を借りることなく自らの名で契約をなし、財産を保有できる。第二は、保証有限会社は、その名称が示しているように、有限責任であるということである。例外はあるものの、原則として、管理委員会および社員は、会社が倒産したときは、債権者に対して、債務返済に充当しうる財産は会社資産だけであると主張できる。

保証有限会社という法的形態は、多数の継続的な業務処理 (たとえば、従業員 の 雇 傭、建物の賃貸および基金募集に関する契約上の合意など) を扱うチャリティに適したものである。

保証有限会社は、チャリティとしての特権を得るためには、チャリティ委員会への登録が必要である。この形態

をとるチャリティの比率の上昇が近年みられる。また、公益会社 (charitable company) — 公益目的の保証有限会社 — の収入は、概して、非法人形態のチャリティに比べて、かなり高めである。

この保証有限会社の形態をとる宗教チャリティが、近年、増加する傾向にある。それは法人格を有しているという社会的信用により、基金募集が、比較的容易になされるという点に原因があるものと思われる。その一例として、真如苑UKがある。この日本の宗教団体のイギリス支部は、保証有限会社の形態を採用し、宗教チャリティとしてチャリティ委員会に登録されている。その採用理由として、法的規制が、信託などに比べて厳しいが、かえって、会社にした方が会計等がきちんとするし、社会的にも信用を得やすい点をあげている。

(2) 非法人形態の宗教チャリティ

非法人形態のチャリティは、いずれも、法形式上は法人格取得 (法主体性の確保) のために信託を利用して、イギリスでも従来は、一括して、信託形態のチャリティとして扱われ、公益活動の実質的主体による区別はなされなかったようである。しかしながら、前述のように、一九六〇年法が種々の法的形態のチャリティを容認する方向を打ち出したことに起因して、近時では、以下のようなチャリティの実質的主体に即したより厳密な区別がなされるに至っている。

A 信託形態の宗教チャリティ

信託という形態の特徴は、公益信託の設定者には個人が多いことからその目的において設定者の個人的願望が示されるケースが多くみられ、法的にも、しばしばそれが認められるということである。この個人による公益信託における個人主義が行き過ぎると、常軌を逸した個人主義を帯びた有効性の疑わしい公益信託が出現することになる。たとえば、奨学基金の設定を目的とした信託において、設定者の親族に支給の優先権を与えるという条項を設けた

場合などがそうである。現に、このような個人主義が原因で失効した信託も多くみられる。

信託形態は、このような欠点を有してはいるが、イギリスでは現在でも広くチャリティの法的形態として利用されている。

信託形態のチャリティは、法形式的には、公益信託ということになるが、この場合、公益信託の受託者は、実質的な管理・処分権を有してあるケースがほとんどなので、能動信託型の公益信託（能動信託の性質を有した公益信託）といえるであろう。

信託形態を採用したチャリティの管理・運営は受託者に委ねられ、チャリティとしての特権を得るためには、チャリティ委員会への登録を要する。

この信託形態を採用している宗教団体は多くみられる。たとえば、Church Society Trust がそれに該当するが、かなり昔に創設されたものが多い。

B 非法人社団形態の宗教チャリティ

非法人社団 (Association) とは、一般には、共同事業遂行のために組織された非法人の人的集合体で、会社 (company) または商事組合 (partnership) でないものをいう。非法人社団形態のチャリティの設立者が人的集団をなしており、実質的な管理・処分権が設立時の人的集団の中から選出された管理委員会に帰属している場合をいう。したがって、この法的形態は、個人の寄贈者が自分自身の願望する公益目的に従った財産処分を望んでいる場合には不適切なものといえる。

非法人社団は、本質的には、その構成員間の契約によって設立している。通常、非法人社団の規則には、目的、管理体制、構成員の権利および責任などが系統的に記述されている。また、非法人社団には、法人格がないので、

財産保有などのために、受託者を選任する必要がある。この場合、受託者は、管理委員会のメンバーから選ばれることもあるが、非法人社団のメンバー以外の個人を選任するのが普通である。非法人社団は、チャリティの管理・運営形態であり、ここでは、信託は、保管受託者の必要性から、非法人社団に法人格を付与すると同一の機能を發揮した補助的役割を果たしているにすぎない。とくに、非法人社団のメンバー以外から受託者が選任された場合には、受託者に管理・処分権が全くない場合が多く、その信託の性質は、信託のもつ法人格代用機能を發揮した名義信託型の公益信託（名義信託の性質を有した公益信託）といえるであろう。

非法人社団は、法人を設立するケースに比べて、費用や手続の面で、安価で簡単であるという利点を有している。したがって、比較的財政規模の小さな公益活動に適した法的形態である。反対に、欠点は、非法人社団の契約または不法行為責任について、受託者または管理委員会、場合によっては、構成員が個人的に無限責任を負わなければならないところにある。

非法人社団は、チャリティとしての特権を得るためには、チャリティ委員会への登録を要するが、小規模のものが多いためか、いわゆる「除外チャリティ」に該当するという理由から、未登録のものもかなりみられる。

この法的形態をとる宗教団体は、多くみられるが、その例としては、
Christian Colportage Association などがある。

- (一) Phillips, A., *Charitable Status*, 1994, pp. 36-44, 富澤輝男「イギリスにおけるチャリティの法的形態」国際武道大学紀要第3号(一九八七)七七—八一頁、同「イギリスのチャリティに関する法的「考察」千葉大学教養部研究報告A—二二(一九八九)一五六—一六五頁。
石村耕治「欧米主要国のNPO法制と税制」ジュリスト一九九七、二、一、四三—四四頁。

四 宗教団体とチャリティ関係法

(1) 序説

A イングランド教会（聖公会）

イングランドにおける国教であり、チャリティ法の下では、登録免除チャリティとされている。チャーチ・コミッショナーから、財政面でのさまざまな干渉を受ける。

B イングランド教会以外の伝統的キリスト教各宗派

① 礼拝所登録法に基づく登録をした場合

担当管轄機関は、人口調査・センサス局、出生・死亡・婚姻登録課、登録長官である。

チャリティ法の下では、登録免除チャリティとなる。

② チャリティ法に基づく登録をした場合

チャリティ・コミッショナーの監督下に置かれる。

C 前記A・B以外の宗教団体

登録除外チャリティ (excepted charities) に該当しないかぎり、すべてチャリティ法にもとづく登録により、法主体性が認められ、税制上の各種の特権も認められることになる。チャリティ・コミッショナーの監督下に置かれる。

D 登録除外チャリティに該当する宗教団体

年収一〇〇〇ポンド以下で、永続的寄託財産をもたないか、または土地・建物の占有・使用をしていない小規

模チャリティは、登録除外チャリティに該当し、チャリティ委員会への登録をしなくてもよいことになっている。さらに、チャリティ・コミッショナーの個別的判断によつて、登録が除外されているものもある(例、ボランティア・スクール)。

これらに該当する宗教団体は、チャリティ・コミッショナーの指導下におかれる。ただし、任意登録は可能である。チャリティ委員会としては、すべてのチャリティの登録が望ましいと考えている。

これらの宗教団体は、内務省への届出と内国歳入庁(Inland Revenue)への申請により、税制上の特権が付与される。⁽¹⁾

(2) イギリスにおける新宗教運動と近時のチャリティ法の改正

イギリスでは、問題視される宗教団体を呼称する場合に、「セクト」あるいは「カルト」というよりも、「新宗教運動(New Religious Movement: NRM)」⁽²⁾という用語を用いる方向にある。⁽³⁾

英国国教会の首席牧師の提案を契機とし、伝道・統一庁(the Board for Mission and Unity)を中心とした議論の結果、一九八六年に設立されたINFORM(Information Network Focus on Religious Movements)は、新宗教に関する客観的な情報の収集とその分析・公開を直接の目的としている。⁽³⁾

このINFORMに対して多くの苦情が寄せられている新宗教運動関係の宗教団体に関して、チャリティ委員会において、その登録の有無等を聞き取り調査したところ次のような回答が得られた。

- ① フォーラム(FoRM) 未登録(登録申請もないという意味)
- ② 超越瞑想(TM) 教育チャリティとして登録されている
- ③ 愛の家族 未登録

- ④ サハージ・ヨーガ 宗教チャリテイとして登録されている
- ⑤ 神のワールドワイド教会 宗教チャリテイとして登録されている
- ⑥ キリストのロンドン教会 宗教チャリテイとして登録されている
- ⑦ 経済科学スクール 教育チャリテイとして登録されている
- ⑧ 太陽寺院 未登録
- ⑨ サイエントロジ―教会 登録申請がなされたが、拒否された(現在、裁判で係争中)
- ⑩ ニューエイジ 数千ある関係団体の中の一つの団体が宗教チャリテイとして登録されている
- ⑪ ジーザズ・フェローシップ 関係団体のジーザズ・イズ・ロードが宗教チャリテイとして登録されている
- ⑫ 統一教会 宗教チャリテイとして登録されている(登録申請に関する事前協議では、登録は難しいとのチャリテイ委員会の意向が示されたが、チャリテイ法研究の専門家である顧問弁護士の助言にしたがって、提出書類を書き直して、登録を果たしたという経緯がある)
- ⑬ エホバの証人 宗教チャリテイとして登録されている
- ⑭ 悪魔教 未登録
- ⑮ 生命の言葉 宗教チャリテイとして登録されている
- ⑯ ペイガニズム ペイガニズムの中の関係団体の一つが登録申請をしたが、拒否された
- ⑰ エミン 未登録
- ⑱ グノスティックス 教育チャリテイとして登録されている
- ⑲ 新ガダンパ伝統(仏教系の団体) 宗教チャリテイとして登録されている

これらに代表される社会において問題視されている新宗教運動関係の宗教団体に対しては、チャリテイとしての登録を抹消するなど、法的に厳しく規制すべきであるという世論が沸き上がったが、その法規制の困難性ゆえに、実現をみるに至っていない。

新宗教運動関係の宗教チャリテイにかぎらず、チャリテイの増加にともなって、資金調達方法や管理方法に関する不正が問題化してきた。それに対応すべく一九九二年および一九九三年にチャリテイ法は大改正された。

その改正の要点は、以下のとおりである。⁽⁴⁾

① 登録簿について

登録簿のコンピュータ化、各チャリテイ年次説明にもとづく、登録簿の修正、年次報告書等を提出しないチャリテイへの制裁が規定された。

② チャリテイの会計について

すべての登録チャリテイ団体がチャリテイ委員会に毎年会計報告書、年次報告書を提出するように改正された。また、会計内容の管理および会計監査の段階的な導入、さらに、公衆に対して、要求に応じて、チャリテイの年次報告書や会計報告書を提供すべきことが規定された。

③ チャリテイ委員会の濫用防止権限の強化

チャリテイの受託者に対する監督指導権の強化、チャリテイの資産・管理規則に関する権限の強化など。

(1) 国立国会図書館調査及び立法考査局編『外国の立法―特集 宗教団体とカルト対策―』一七―二三頁。

(2) Barker, E., *New Religious Movements*, pp. 1-6.

(3) *Ibid.*, pp. 141-144. 前掲『外国の立法』一三二頁。

(4) 前掲『外国の立法』二二六―二二七頁。

五 お わ り に

イギリスにおける宗教団体制の一部を概観してきたわけであるが、内容的に不十分な箇所が多く、今後は、この点を補充していくとともに、専門外ではあるが、税制や教会法の問題にも、取り組んで行きたいと考えている。

〔主要参考文献〕

Cairns, E. : *Charities : Law and Practice*, 1997.

Claricoat, J. & Phillips, H. : *Charity Law A to Z*, 1995.

Cracknell, D. G. : *Charities, Law and Practice*, 1987.

Doe, N. : *The Legal Framework of the Church of England*, 1996.

Hind, A. : *The governance and Management of Charities*, 1995.

Picarda, H. : *The Law and Practice relating to Charities*, 1995.

Quint, F. : *Running a Charity*, 1994.

富澤輝男『英国公益信託法の研究』湘南堂書店 一九八六年

富澤輝男「イギリスにおけるチャリティの法的形態」国際武道大学研究紀要第3号 一九八七年

富澤輝男 「イギリスのチャリティに関する法的考察」 千葉大学教養部研究報告会 A-12 一九八九年
富澤輝男 「イギリス法における宗教信託の公益性」 宗教法第9号 一九九〇年
林 寿二 『公益法人の研究』 湘南堂書店 一九七二年